

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 保険料率の見直し等について ■

■ 保険料の軽減について

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減区分
33万円かつ、被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+ (28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減区分
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+ (28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+ (52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

■ 保険料の計算方法（令和3年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1人当たりの額】
52,048円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(令和2年中の所得 - 43万円) × 10.98%

=

1年間の保険料
【限度額64万円】
(100円未満切捨)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階）

電話：011-290-5601

住民生活課 生活グループ

電話：5-1112 告知端末機：5-8812